

◎新潟県告示第151号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟地方法務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成28年2月5日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 平成28年1月20日から平成28年2月29日まで
- 3 作業地域 新潟市西区上新栄町一丁目、松海が丘二丁目ないし四丁目、真砂三丁目、真砂四丁目及び有明町の全域